

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	建設局建築部 建築指導課
-----	--------------

## 1. 基本情報

事業名称	危険コンクリートブロック塀等撤去助成事業補助金	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市危険コンクリートブロック塀等撤去助成事業補助金交付要綱	
事業開始年月日	平成25年4月1日	
最終改正年月日	令和4年4月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	地震発生時におけるコンクリートブロック塀等（以下「ブロック塀等」という。）の倒壊による被害を防止し、地震に強いまちづくりを進め、もって市民の安全・安心を確保する。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	建築基準法に定める道路又は小学校の通学路に面し、かつ道路面からの高さが1mを超える危険なブロック塀等を所有する者に対し、当該ブロック塀等撤去費用の一部を助成する。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成20年度に策定された「船橋市耐震改修促進計画」において、コンクリートブロック塀については撤去改善の指導を行うこととしており、平成22年度に小学校の通学路を対象に安全性の調査を行い危険性が顕著である塀の所有者に対し、パンフレット配布等により安全なブロック塀等への啓発を行ったものの、その効果・反響は多くはなかった。 しかしながら、地震発生時において危険なブロック塀等の倒壊は、道路の閉鎖及び身体への被害の危険性が大きく、現に平成23年の東日本大震災においては通学路以外でもブロック塀等の被害が見られたため、危険なブロック塀等に関し、市民にさらなる啓発を進め、市内の危険なブロック塀等の撤去改善を図るため助成事業を創設した。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	①平成27年度より、対象の拡大及び助成金額の見直し（塀の一部が高さ1mを超えていれば一連を対象とすることへの変更及び、助成金額について一部撤去の場合でも全撤去と同じ算出方法に変更。） ②平成31年度より、助成対象事業に通学路を追加 ③令和2年度より、添付書類の簡素化（廃棄物処分報告書の見直し） ④令和4年度より、添付書類の簡略化（請求書提出の撤廃）	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	危険ブロック塀等の所有者 (法人除く)	道路等に面し、道路面からの高さが1mを超えるブロック塀等の全部又は一部を撤去する事業に対し、長さ1m当たり10,000円を上限とし、1事業当たりの限度額100,000円を助成する。

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	2,400	2,400	2,000	2,000
	うち一般財源	1,200	1,600	1,300	950
	決算(見込)額	2,264	1,183	1,254	878
対象者数・ 交付件数など	交付件数(件)	27	15	14	11

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	国庫補助金：社会資本整備総合交付金 (国土交通省 住宅・建築物安全ストック形成事業補助金) 県補助金：住宅・建築物の耐震化サポート事業補助金
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	あり	

### 4. 業務量

繁忙期	特になし				
業務頻度 (年1回・月1回など)	月4.5回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.9人工	0.0人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	3人	0人	0人	0人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所管課	建設局建築部 建築指導課
事業名称	危険コンクリートブロック塀等撤去助成事業補助金

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 より効果的な手段の検討	平成30年度に把握した市内小学校の通学路沿いの危険なブロック塀（70件）の内、未だに39件が改修されていない。 改修されたブロック塀（31件）の内、本事業の補助を受けたものは、7件にとどまっている。	事業の必要性は認められることから、目的達成のためのより有効な手段がないか他市の事例等を研究していく。

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 より効果的な手段の検討	-	-